

新京橋プラザの設置及び管理運営に関する規程

(設置及び目的)

第1条 高知市の中心市街地活性化と市民交流の場づくりの推進を目的として、新京橋プラザ（以下「プラザ」という。）を設置し、高知市民の福祉の向上又は文化教育レベルの向上を図る諸活動及び高知市民の交流の促進を図る諸活動並びに地域社会の発展に資することを目的とする諸活動に貸し出す。

(位置)

第2条 プラザの位置は、高知市帯屋町1丁目11番40号とする。

(施設等)

第3条 第1条の貸し出しのため、プラザに次の施設を置く。

- (1) 企画展示フロアー (126.67㎡)
 - (2) 会議室 (44.56㎡)
 - (3) 特設展示コーナー1 (84.55㎡)
 - (4) 特設展示コーナー2 (53.40㎡)
 - (5) 特設展示コーナー3 (45.84㎡)
 - (6) 自転車等駐輪場
- 2 理事会の定めるところにより、前項第1号から第5号までの全部又は一部を合わせて貸し出すことができるものとする。

(使用の許可)

第4条 前条第1項第1号から第5号の施設を使用しようとする者は、別途定める方法により、使用しようとする日の3ヶ月前から前日までの間に、財団法人高知市都市整備公社（以下「公社」という。）の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 公社は、プラザの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 前条第2項の貸し出しを受ける者の公社の許可の方法は、理事会が別に定める。

(使用の許可の特例)

第5条 前条第1項の規定は、次に掲げる者のための使用（以下「公益目的使用」という。）にあつては、3ヶ月前から前日までの間にとあるのは6ヶ月前から前日までの間にとする。

- (1) 高知市民の文化教養レベルの向上のために使用する者
 - (2) 高知市民相互の交流（他者と高知市民との交流を含む。）促進のために使用する者
 - (3) 地元地域の発展に資するために使用する者
 - (4) その他高知市民の福祉の向上又は地元地域の発展に資する目的と認められる用途に使用する者
- 2 第3条第2項により貸し出しを受ける者の使用期間及び使用料については、理事会が別に定めるものとし、第8条の規定は適用しない。

(使用の制限)

第6条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プラザの使用を制限し、又は使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公社が不相当と認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、公社の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額によって算定した料金を使用料として前納しなければならない。ただし、財団法人高知市都市整備公社理事長（以下「理事長」という。）が特別の事由があると認めるときは、当該使用料を後納とすることができる。

2 公益目的使用にあっては、別表に定める額に3分の2を乗じて得た額（千円未満切捨て）を使用料とする。

(使用料の不還付)

第9条 納付された使用料は還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公社の都合によって利用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他不可抗力によって利用ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公社が必要と認めたとき。

(許可の取消し等)

第10条 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公社が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、公社は賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に基づき同項の処分をした場合であって、当該処分が公社の都合であるときはこの限りでない。

(原状回復)

第11条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに施設及び設備器具等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第12条 使用者その他プラザを利用したものが、施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、公社の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償し

なければならない。

- 2 理事長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し又は免除することができる。

(自転車等駐輪場)

第13条 第3条第6号に規定する自転車等駐輪場は、地域社会の発展のための高知市の諸施策を支援するため、無料で一般市民の利用に供するものとする。

- 2 自転車等駐輪場については、利用時間その他の管理に関する事項は、高知市が定める。

(管理の委託)

第14条 プラザの運営を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理運営の一部を他に委託することができる。

(委任)

第15条 この規程に規定するもののほかプラザの管理運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月25日から施行する。
- 2 新京橋プラザ管理運営規則（平成7年10月1日施行）は廃止する。

別表

一般使用料

単位：円)

	PM1:00～ PM5:00	PM5:00～ PM8:00	全日 AM9:00 ～ PM8:00
企画展示フロア (126.67 m ²)	—	—	21,000
会議室 (44.56 m ²)	4,000	3,000	9,000
特設展示コーナー1 (84.55 m ²)	—	—	14,000
特設展示コーナー2 (53.40 m ²)	—	—	9,000
特設展示コーナー3 (45.84 m ²)	—	—	7,000

(展示室は、1日単位の貸出とする。)